

【翻刻】慶長二十年（元和元、一六一五）

禁中並公家中諸法度（写）《抜粋》

〔資料館寄託 上馬場濱野昭家文書二三三〇より〕

禁中并公家中諸法度

（中略）

（第八条）

一、改元、漢朝年号之内、以吉例可相定、但シ重而於
習礼相熟は、可為本朝先規之作法事

（中略）

右可被相守此旨者也

慶長二十歳乙卯七月日

二条関白

昭実在判

従一位右大臣

秀忠在判

従一位左大臣

家康在判

○第八条の読み下し

一、改元は、漢朝年号の内、吉例を以て相定むべし、ただし重ねて習礼相熟するにおいては、本朝先規の作法たるべき事